

○北秋田市小規模修繕等契約希望者登録要綱

平成19年12月27日

告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、北秋田市（以下「市」という。）が発注する小規模修繕等について、市の入札参加資格審査申請が困難な市内に主たる事業所又は住所を置く小規模事業者を対象に登録し、これら登録された事業者に受注機会を拡大することを目的とする。

(対象)

第2条 小規模修繕等の対象となる契約は、原則としてその内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1件の発注金額が50万円未満の別表に定めるものとする。

(登録できる者)

第3条 北秋田市小規模修繕等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録できる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とし、適法の範囲で建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていないもの
- (2) 北秋田市建設業者等級格付名簿に登載されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 自ら履行できない者
- (5) 北秋田市暴力団排除条例（平成24年北秋田市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められるもの
- (6) 公共発注の相手方として不適当と認められる者
- (7) 市税を滞納している者

(登録の申請)

第4条 登録名簿に登録を希望する者は、北秋田市小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類各1通を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合
 - ア 商業登記簿謄本（3か月以内のもの）
 - イ 税金の未納がないことを証明する書類（直前1年分）

ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許証等の写し

(2) 個人の場合

ア 住民票（3か月以内のもの）

イ 税金の未納がないことを証明する書類（直前1年分）

ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許証等の写し

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付については、2年に1回定期の受付を行うほか、随時追加の受付を行う。

（登録名簿の登載等）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条本文の要件に適合する者であると確認したときは、登録名簿に登載するとともに、庁内に公開し、該当する契約に係る業者選定に際して、積極的な見積参加機会の付与を促すものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条ただし書に規定する者と認めたときは、当該申請書を提出した者に名簿登録されない旨を通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、当該登録が名簿登載された日から次期の定期審査に基づく名簿登録の日の前日までとする。

（登録事項の変更等の届出）

第7条 登録名簿に登載された者は、次のいずれかに該当したときは、北秋田市小規模修繕等契約希望者登録変更届（様式第3号）又は北秋田市小規模修繕等契約希望者登録休止・廃止届（様式第4号）により届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は電話番号を変更したとき。

(2) 氏名若しくは法人名称又は代表者を変更したとき。

(3) 廃業等により営業ができないとき。

(4) 登録を辞退したいとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに変更後の登録名簿を庁内に公開するものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録名簿に登載されている者が次のいずれかに該当した場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令等に違反する行為を行うなど、不正又は不誠実な行為があった場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した者に対して、その旨を通知するものとする。

（契約保証金等）

第9条 登録名簿に登録された者と小規模修繕契約を締結する場合は、契約保証金を免除するとともに、前払金及び部分払は行わないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年12月27日告示第34号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年1月1日から施行する。

（発注金額の特例）

2 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間、別表に定める小規模修繕等のうち建築一式の区分に属するものについては、第2条の規定にかかわらず、小規模修繕等の契約の対象とする発注金額を130万円未満とする。

附 則（平成25年1月4日告示第1号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月31日告示第10号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

小規模修繕等の種類

No.	小規模修繕等の種類	内 容（具体例）
1	土木一式	道路（側溝等）、水路（護岸等）等の修繕
2	建築一式	建物等の修繕で種類が複数に及ぶもの
3	大工	大工、型枠、造作等
4	左官	左官、モルタル、吹付け等
5	ガラス	ガラス加工取付け等
6	アルミ建材	アルミ建材加工取付け等
7	畳	畳取替え、表替え、裏返し等
8	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
9	内装、装飾	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、襖、カーテン・ブラインド等
10	塗装	塗装等
11	板金	板金加工取付け等
12	電気	照明設備、構内電気設備等
13	給排水衛生設備	空調設備、給排水・給湯設備、厨房設備、衛生設備等
14	水道施設	取水施設、浄水施設、配水施設等
15	その他	上記にあてはまらないもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

北秋田市小規模修繕等契約希望者登録申請書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
（ふりがな）
商号又は名称
代表者職氏名 印

北秋田市が発注する小規模修繕等について、下記のとおり希望者登録を申請します。
なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

番号	登録希望職種 （別表「小規模修繕の種類」から選択すること）	具体的な内容	許可・免許を有する場合 その種類・名称等 （技術者資格等の名称）
1			
2			
3			
4			
5			

電話番号		FAX番号	
担当者氏名		携帯番号	
電子メールアドレス			

備考

- 希望業種の履行に際して、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称等を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。
- 修繕等の実績がある場合は、修繕等実績調書（別紙）を添付してください。

別紙

修 繕 等 実 績 調 書

発 注 者	修 繕 の 内 容	場 所	金 額（円）	完成時期 （年月）

（注）

- 1 この調書には、申請日より過去2年間に履行した修繕等の実績のうち、主なものを記入してください。
- 2 発注者欄には、北秋田市が発注した場合は担当発注課所等の名称を、その他の公共機関（国・県など）の場合はその公共機関名を、民間の場合は発注者名を記入してください。
- 3 場所は、修繕等を行った場所を記入して下さい。（番地等は記入不要）
- 4 金額は、四捨五入により千円単位で記入してください。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

北 秋 田 市 長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

私は、北秋田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について誓約いたします。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当しません。
 - （１） 暴力団（北秋田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （２） 暴力団員（北秋田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （３） 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - （４） 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - （５） 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - （６） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - （７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - （８） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 この誓約について、事実と相違することが判明した場合は、登録の取消処分を受けても異議は一切申し立てません。

様式第3号（第7条関係）

北秋田市小規模修繕等契約希望者登録変更届

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

小規模修繕等契約希望者登録事項について変更がありましたので、北秋田市小規模修繕等契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

様式第4号（第7条関係）

北秋田市小規模修繕等契約希望者登録休止・廃止届

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

このたび、事業を 休止・廃止 したいので、北秋田市小規模修繕等契約希望者登録要
綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 住所・所在地
2. 代表者職氏名
3. 休止・廃止月日

（注） 休止・廃止のいずれかに○をつけてください。